



おかがき

農業委員会だより

編集・発行

平成 26 年 4 月 23 日

岡垣町農業委員会

☎ 093-282-1211



仕事の合間にも手に取っていただければ幸いです。

2014
創刊号

6月と12月の年2回の発行予定ですが、農業者の皆さんに楽しみながら読んでいただけるような紙面を目指していきますので、

国の農業政策が大きく変わろうとしている今、農業委員会の役割に関する議論も聞こえてきます。しかし、「農業委員会」・・・存在は知っているけど、何をしているのだろうか？という方は、多いのではないのでしょうか。



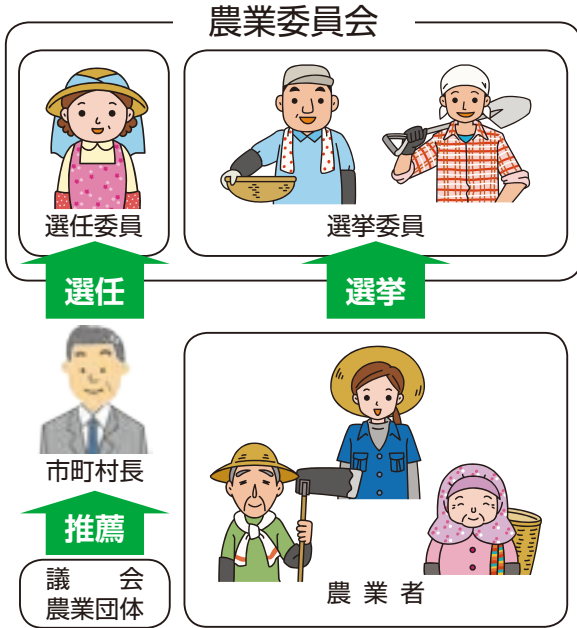
農業委員会
会長 田原 一男

創刊にあたって

農業委員会について

農業委員会は、市町村に設置されている行政委員会です。農業委員で組織されています。農業委員は、農業者の選挙によって選出される委員と市町村長によって選任される委員で構成され、青年・女性農業者や認定農業者等、多様な人材から選ばれます。

岡垣町農業委員会は、11人の選挙委員と4人の選任委員で構成されています。毎月10日に定例総会を開催し、農地の売買や農地転用等の審議を行うほか、地産地消の推進や農地パトロールの実施等、地域の農業・農村の発展のための活動を行っています。



総会において農地の売買・貸借・転用などについての審議・許可

新規就農者や担い手、農業生産法人への支援

耕作放棄地や違反転用の調査および指導

農地と担い手を 守るのが使命

農地の売買・貸し借りの相談や手続き

農業者年金の手続き

農地転用の相談や手続き

農地のトラブル相談

地域の方々との 触れ合い

岡垣町農業委員会では、岡垣町の農業、農家の現状を知っていただくため、春には、岡垣町農業巡りツアー、秋には、枝豆狩り体験を実施しています。農業巡りツアーは、町内七小中学校のPTA役員を対象に、町内のいろいろな農家、圃場を見ていただきました。枝豆狩り体験では、新鮮な枝豆を、採っていただきました。

参加者からは、「岡垣町でも、こんなに多くの種類の農作物が作られているのに、驚きました。」という声も聞かれました。今後、生産者と消費者の交流の輪を広げる取り組みを行っていきます。



マンゴー生産者の話を聞く PTA の皆さん



枝豆狩りを楽しむ家族

私たちが農業委員です。お気軽にご相談ください。

担当地区	委員氏名	担当地区	委員氏名
波津・湯川	刀根基光	糠塚	会長 田原一男
内浦・原	花田 曉	上・下戸切	松井富士夫
手野・新松原	副会長 俵 口 和 義	海老津・小局・上畑	木原順次
三吉・野間	辻 邦 光	議会推薦	麻生孝子
吉 木	戒能杉雄	議会推薦	広渡輝男
上高倉・高倉	神谷貞夫	農協推薦	俵 口 徹
元松原・西黒山	平井政秀	農業共済推薦	神屋守正
東黒山・山田	小野郁男		

任期：平成23年7月20日～平成26年7月19日

平成25年の農業委員会の審議状況

岡垣町農業委員会は、農地法により決められている許可申請を、前月の20日までに事務局に提出されたものについて毎月10日に審議しています。

また、その他の農業委員会の業務に関係することについても、毎月10日の総会で審議しています。

○農地法等に基づく許可の状況

区 分	申請件数	うち許可等の件数
農地法第3条許可（農地の売買・贈与・賃借の許可）	4	4
農地法第4条許可（所有者自らが行う農地転用の許可）	3	3
農地法第5条許可（所有権等の移転を伴う農地転用の許可）	12	12
農用地利用集積計画の決定（利用権の設定等）	4	4
農地の一時利用届の承認 （公共事業等で農地を一時的に利用する際の届に関する審議）	5	5
農地転用届の承認 （農地の中に小規模な農業用施設を設置するため農地を転用する際の届に関する審議）	1	1
農地改良届の承認 （小規模な農地のかさ上げ等を行う際の届に関する審議）	0	0

○その他の審議

農業委員会の活動の評価及び活動計画について（前年度の事務の遂行状況を評価し、翌年度の活動計画について決定）

農地法第3条第2項第5号の下限面積について（今年度の下限面積について、農地法のとおり50アールと決定）

今年は、
農業委員改選
の年です

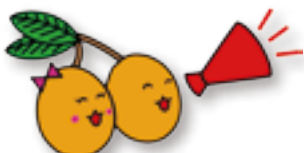
現在の農業委員の任期は、平成26年7月19日までで、その前には新しい農業委員が選出されることとなります。選挙に関する情報は、後日広報おかがきでお知らせがあります。

農業を取り巻く情勢は、今回の農業委員会だよりも掲載のとおり大きな課題を抱えており、構造改革をさらに加速化させることが重要となっています。

このため、今後の農業委員会活動には、女性農業者及び若い農業者等の多様な視点が求められることとなります。

国は新たな農業政策の概要を公表し、農業を足腰の強い産業とするための政策と農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための政策を車の両輪として推進することとしています。

これからの農業委員会は、担い手への農地利用の集積・集約化を加速させることが重要で、農業改革推進のため一層重要な任務を負うこととなります。



岡垣町イメージキャラクター

♡ひわりん&ひわすけ★

新たな農業・農村政策が始まります!!

—農林水産省 平成 25 年 12 月「農林水産業・地域の活力創造プラン」を発表!!—

今までの農業を取り巻く仕組みや環境が大きく変わろうとしています。農業を足腰の強い産業としていくための政策（産業政策）と、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための政策（地域政策）を車の両輪として推進するとして、「4つの改革」が打ち出されています。

以下、「4つの改革」の概要を紹介します。

4つの改革の概要

○農地中間管理機構の創設

農地中間管理機構（県に整備）①農地を借り受け、②必要な場合には大区画化等の条件整備も行った上で、③担い手に対して、その規模拡大や利用する農地の集約化に配慮して転貸、地域の農地利用を最適化

○経営所得安定対策の見直し



- ① 畑作物の直接支払交付金
26年産は現行どおり実施
27年産から新しい対象者要件で実施（認定農業者、集落営農及び認定就農者）
- ② 米・畑作物の収入影響緩和対策

26年産は現行どおり実施 27年産から新しい対象者要件で実施（認定農業者、集落営農及び認定就農者）

③ 米の直接支払交付金

- 26年産米から単価を7500円/10aに削減
- 29年産米までの時限措置（30年産から廃止）



④ 米価変動補填交付金

26年産から廃止

○水田フル活用と米政策の見直し

① 水田活用の直接支払交付金

- ・ 26年産から飼料用米等への数量払いの導入（上限値10・5万円）
- ・ 地域の裁量で活用可能な産地交付金の充実など全体の拡充

② 米政策

5年後を目途に、国が策定する需給見通し等を踏まえ生産者や集荷業者・団体が中心に需要に応じた生産に行政・生産者団体・現場が一体に取り組む

○日本型直接支払制度の創設

① 農地・水保全管理支払

地域内の農業者が共同で取り組む地域活動に新たな支払制度を創設
・ 「農地維持支払」地域資源の基礎的保全活動に新たな支払を創設



・ 農地・水保全管理支払を組替え「資源向上支払」共同活動を支援

② 中山間地域等直接支払

③ 環境保全型農業直接支援

基本的枠組みを維持しつつ継続

編集後記

俵口 和義

岡垣町農業委員会では、委員会だよりを発行するにあたり、委員の選任、多くの会議を行い、今回の発行が出来ました。農家に何をどう伝えるのか、委員から多くの意見が出されました。今後、この広報誌が、岡垣町の農家、農業の向上に少しでも役立つように、頑張ってまいります。

発行責任者

会長 田原 一男

編集委員会

委員長 俵口 和義
副委員長 神谷 貞夫
委員 麻生 孝子
委員 広渡 輝男
委員 平井 政秀

—農業委員会からのお知らせ—

農地の売買・賃借・転用の申請手続きは農業委員会へ

申請締切日は毎月20日です

09000-2000-1211